

## 平成15年度 第3回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

(日 時) 平成16年3月17日(水)15:00～17:00

(場 所) 滋賀県農業共済会館 4F大会議室

(出席者) 井上委員、岡田委員、川崎委員、岸辺委員、久保委員、酒井委員、谷口委員  
富岡委員、長崎委員、増田委員、山梶委員、山田理子委員、山田昭二委員

(議 題) 環境こだわり農業実施協定等の締結等について

---

### (1) 制度のあらまし・申請の状況について

**増田委員:**先程説明いただいた件数の区分で、協定を結ばずに認証のみというのは、どんな理由で申請されたのか教えていただきたい。

(事務局) 大半は、協定の面積要件をクリアできずに認証のみとなっているケースです。

**井上委員:**申請状況で、野菜は昨年に比べてどうなのか。あと2回の申込みでどのくらい増える見込みですか。

(事務局) 野菜については、5月、9月に少なくとも100haの申請はあると見込んでおり、2割程度は増えると考えています。

---

### (2) 環境こだわり農業実施協定の締結に関して検討を要する事項について

**富岡会長:**まず、対象農作物に該当するかという点ですけども、問題のあるケースが3点出されています。しゅんぎくの4月～8月播種分は認めないということです。ねぎについても、白ねぎは今回認めない。きゅうりの雨よけは露地の基準で申請を認めるということです。この3点です。委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

**川崎委員:**しゅんぎくにつきましては難しいと思います。あと、ねぎですが、現在私どもの市場流通量で見ますと、青ねぎと白ねぎは流通量ベースで半々というところなんです。ですから、白ねぎについては取り上げていただきたいと思います。きゅうりにつきましては、確かに雨よけも露地栽培という判断でよいと思います。

**富岡会長:**川崎さん、ねぎについては今年も認めるべきとの意見ですか。

**川崎委員:**現実にこういう流通状況ですので、青ねぎに限定するのはどうかと思います。

**富岡会長:**この基準にないものでもこれから追加していけるということですか。

(事務局) 白ねぎについては、実態調査を行った上で、追加していきたいと思います。

**富岡会長:**この3点につきましては、白ねぎについては今年から対応していただく、後の2つについては原案どおりで問題ないということによろしいでしょうか。はい。それでは次に、確認責任者は的確かどうかに移りたいと思います。

**富岡会長:**改良普及員等のOBは研修会に参加することを条件として確認責任者として認めてはどうかということです。それから、同じ人が生産者と農協職員と両方の立場を持っている場合どうするか。これは事務局としては認めてはどうかという検討結果です。この2点につきましてご意見をお願いします。

**酒井委員:**農協の営農指導員や流通業者はいいと思いますが、肥料の販売業者はいかがなものか。化学肥料を減らそうと言ってるのに矛盾していないでしょうか。

(事務局) 肥料業者や流通業者にも従来から確認責任者をやっていただいています。研修会に参加していただいて、定めている基準で確認していただいています。農協を利用していない農業者の方もおり、すべて農協に確認していただけない事情もあります。

**富岡会長:**この肥料販売業者というのは化学肥料の販売業者というわけではないですよ。有機肥料の販売業者もあるということです。それに、農協は生産者とは見なしていないということですね。生産者団体ではありますけど、農協自体は生産者ではないと。ここで問題になっているのは、農協の職員が確認する生産者組織の重要な構成員でもある。同じ人が両方かかっている場合どうしようかということですね。

**酒井委員:**一番熱心なのは、農協の営農指導をやっている人だと思います。肥料販売業者については、有機肥料だけ販売する人はほとんどいないと思います。

**川崎委員:**流通業者も問題があると思います。流通業者もある意味では利害関係者であり、制度の信頼性の観点からどうか。ただ説明にありましたように、きちっとした定期的な勉強会・研修会に参加するというのが前提にあると思うんですが、今の農業技術を何回かの研修でマスターするというのは、現実、難しいのではないかと思います。流通業者の立場からは、第三者の方に確認していただく方が良くと思います。

**富岡会長:**この問題の件だけではなく確認責任者の考え方そのものに議論が出ているようですが、たとえば肥料販売業者や流通業者が確認責任者になれるというのはどこかに書いてあるんですか。なれないのは書いてますけど、なれるのは書いてないんですか。生産者はなれないとは書いてますね。

(事務局) 確認責任者としては、農協、肥料等販売業者、流通業者を考えています。農協を利用していない農業者を含めて広く取り組んでいただくために、農協だけでは限界があると考えています。来年度事業では、確認責任者の資質向上を図るための研修会の開催等の助成も考えております。

**富岡会長:**はい。当面、肥料販売業者とか流通業者も除外するわけにはいかないということのようです。今回特に意見を求められていますのは、改良普及員等のOBも確認責任者として認めるということにはどうかという提案なんですけど、この点については如何でしょう。

**酒井委員:**改良普及員とか農水省のOBさんなら、知識も技術もあり、また研修もしてもらえば、適切に確認していただけたらと思います。

**富岡会長:**それでは確認責任者については今後検討すべき課題もあるということですが、問題のOBについては確認責任者として差し支えないということにさせていただきたいと思います。それから農協職員が同時に確認される生産者組織の構成員であるという場合、これは認めるのもやむをえないのではないのかというのがこれまでの検討結果ということなんですけど、これについて何かご意見はございますでしょうか。

**岡田委員:**確かに農協の営農指導員さんなんかは積極的に見て回られて、地元のことをよく知っていらっしゃると思いますが、逆に知りすぎて甘いところが出てくるのではないのかという恐れがあると思います。だから、農協の指導員さんを入れるにしても、自分の地域外とか限定を入れることが必要ではないでしょうか。

**富岡会長:**自分のところを自分で確認するのは避けた方が良くのではという意見ですね。他に何か意見は、はい、山田さんどうぞ。

**山田理子委員:**こだわり農産物を進めていく中でそれを求める消費者の側の考え方からすれば、確認責任者がきちっとになってないとそれは信頼できないよ、ということになっていくと思うんです。今、岡田さんがおっしゃったみたいに、同じ営農指導員さんでも同じ農協の中のというのではなくて、別の地域あるいはOBの方とかそういった方で確認責任者集団といったものを作って、別に農協を利用していようがいまいが確認はちゃんとするということが大事なんじゃないかと思います。それと肥料の販売業者とか流通業者を確認責任者ということにしていることに関しては、買う側としては一抹の不安を持ちます。これからみんなに信頼してもらって、もっと利用を進めていかなければいけない時に、そういう不透明要素を残しておくのはいけないと思います。

**富岡会長:**他にこの2つ目の件についてご意見ございますでしょうか。それでは、確認する農協の職員が確認される生産者団体の構成員であるという件については、避けた方が良いということで審議会の意見として取りまとめてよろしいでしょうか。それと、確認責任者のあり方については今後の課題としたいと思います。それでは次に移りたいと思います。化学合成農薬や肥料を削減するための技術は適当かということです。先ず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局説明)

**富岡会長:**この検討結果というのは、止めていただくということではなくて計画段階ではなるべく認めて、後の方で結果的に捨て作りでなかったかどうかということ厳しく判断するということですね。これについて、何かございませんか。酒井さんどうぞ。

**酒井委員:**条例を作ってから推進しようとしているのですから、むしろ大切なことは、真剣に取り組んでもらうための技術を指導することだと思います。

**富岡会長:**もちろん技術指導はされると思います。これまでの検討結果どおりということによろしいでしょうか。では4番目の「農作物病害虫雑草防除基準に準拠した使用について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**富岡会長:**11ページに書かれている1~6ないし7の農薬については、防除基準に記載がないけれども認めることにしてはどうかというのがこれまでの検討結果ですね。なかなか制度そのものを頭に入れるまでに時間がかかるかと思いますが、最初のタチガレン粉剤からサニパーまでは前のページの防除基準に登載のない農薬の使用を認める例外規定の ~ を満たしていますということですね。一番下のミニトマトとぶどうは、前のページの経過措置農薬の取り扱いの考え方に従って認めると。下から2つ目がよくわからないのですが、10ページの防除基準に登載のない農薬の使用を認める例外規定で、 の終わりの方に「または」と書いてますね。これは のなかの「または」ではなしに、 ~ を全て満たすか、この「または」を満たすかした場合は認めるということですか。

(事務局) の中のまたはです。

**富岡会長:**そうすると、いちじく・うめ・かきのところは しか書いてませんが、 ・ も当然満たしているということですね。何かご意見はありませんか。

**酒井委員:**使用基準は、難しいので、取り組む農業者が、だれでも理解できるように指導をしっかりと欲しいと思います。

(事務局) 農薬の使用違反には罰則規定があり、県としても指導を徹底しているところです。

**富岡会長:**11ページの例外的に使用を認めるいくつかの農薬についてご意見ございますでしょうか。それでは特に異議はなかったということで進めさせていただきます。まだ2つ程残っています。12ページのたい肥その他有機質資材の適正使用について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**富岡会長:**有機質資材の施用については、この基準ではそれぞれ単品ごとに基準が決まっているわけですが、複数の資材を合わせて使用した場合は足して考えるということですね。それからここに無いものについては類似のもので代用するという事です。窒素の総量規定をしているのはお茶だけで、他の所はありませんのでそういう考え方はできないということですね。もう一つ大事なことは、この使用基準は土作り資材として使用する場合の基準です。肥料として使用する場合の基準ではないので、肥料として有機質資材を利用するというのを認めないことになってしまうので、これはこの基準にかかわらず個別に認めることにしようということですね。これはこのなかに例はありましたか。お茶の例ですか。

(事務局) お茶の例です。

**富岡会長:**お茶の場合は54kgという基準があるので、こういう考え方ができますが、例えば水稻の場合ですと、果たして化学肥料を使わない場合どこまで認めていいのかということになると難しいので

す。そういう例はまだ出てきてないですか。

(事務局) まだ出てきていません。

**富岡会長:**お茶にあるような窒素成分の総量の基準のようなものが、他の作物にもいると思います。

(事務局) お茶については、硝酸態窒素が環境基準を超える可能性があり基準を設けています。

**富岡会長:**お茶は国の基準・規制があるわけですね。例えば、全量有機質資材で、米作りをした場合、どこまで認めてよいのかということは、例えば総窒素量のような基準を設けることが必要であると思います。

そうしないと、例えば農地が牛糞の捨て場になってしまうことも出てくるかもしれない。それをさせない、しかし化学肥料ゼロでもできる米作りを考えるということを進めていくとすれば、お茶でやっているようなことが米にも必要になってくるのではないかと思います。問題提起と言うことにしておきたいと思います。

今の問題の12ページから13ページの件については、ご意見はございませんでしょうか。それでは、原案通りでよいしたいと思います。

もう一点あります。6番目の「野菜の局所施肥について」事務局から説明願います。

(事務局説明)

**富岡会長:**局所施肥に該当するかということで、里芋について元肥は該当すると、追肥は該当しないということですが、ご意見はございませんでしょうか。

意見もないようですので、原案通りで差し支えないということにしたいと思います。

以上で、この議題は終わらせていただきたいと思います。

